

Q. 漢字で**印鑑登録**をしたいと区役所に申し出たら、アルファベットでないとダメと言われた。知人には外国人でも漢字の人がいる。どうして漢字がダメなのか。

A. 印鑑の登録を受けるためには、住所地の市区町村役場に申請しますが、登録できる文字は、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名又は氏及び名の一部を組み合わせたもの（組み合わせによっては、登録できない場合もあるようです。）と定められています。

外国人住民にあつては、住民票に記録されている氏名（パスポートの氏名）のほか、住民票に記録されている「通称」で氏名等に相当するもの又は住民票の備考欄に記録されている片仮名若しくは簡体字によるものも登録が可能とされています。

あなたの住民票に漢字による通称名の登録が無い場合は、漢字での印鑑登録ができません。通称名で印鑑登録するには、市区町村の窓口に出して住民票に通称名を記載してもらう必要があります。通称名として登録するためには、その通称名が社会生活上日常的に用いられていることを立証できる資料（1年間くらいの使用実態）が必要とされています。詳しくは市区町村役場で確認ください。